

〔沿革〕 平成14年12月警察本部訓令第29号、25年3月第10号改正、29年3月第5号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、職員が保持すべき職務に関する倫理及び職員の服務の基準を定めることを目的とする。

(職務倫理の基本)

第2条 職員は、次に掲げるところを基本として、職務倫理を保持しなければならない。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

(服務の根本基準)

第3条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務の宣誓)

第4条 職員の職務の宣誓については、本部長又は所属長の面前において行わなければならない。

(法令等の厳守)

第5条 職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第6条 職員は、県民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第7条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人に関する情報の保護)

第8条 職員は、正当な理由なく職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(職務の公正の保持等)

第9条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

(政治的、宗教的行為等の禁止)

第10条 職員は、勤務の内外を問わず、職務の公正を疑われるおそれのある政治的行為又は宗教的行為をしてはならない。

(積極的な職務執行)

第11条 職員は、職務上の責任を回避してはならない。

2 職員は、急訴その他の応急の措置を要する事案に接したときは、勤務の内外にかかわらず、迅速適切な措置をとらなければならない

らない。

3 職員は、職務上必要と認められる情報を入手したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

(事故の報告)

第12条 職員は、職務執行に関する過誤及び、交通事故その他の事故を起こしたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

(寄附、贈物の收受等)

第13条 職員は、名目のいかんを問わず、寄付を受けてはならない。

2 職員は、職務に関して贈物、謝礼又はその他の報酬を受けてはならない。

3 職員は、みだりに贈物、謝礼、供応、その他利益の提供を受けてはならない。

(任用の依頼の禁止)

第14条 職員は、人事上の処遇に関し、所属長に申し出る場合を除き、第三者に援助、便宜の供与又は仲介の要請をしてはならない。

(過剰な債務等の禁止)

第15条 職員は、支払い能力を超えて、自己の債務の契約若しくは第三者の債務に係る連帯保証又はこれに類する契約を行ってはならない。

(服装等)

第16条 職員は、服装、容姿を端正にし、常に品位の保持に努めるとともに、何人に対しても親切、丁寧、迅速を旨とし、善意と理解をもって当たらなければならない。

(居住等)

第17条 警察官は、新幹線鉄道の特別急行列車又は東北縦貫自動車道（以下「新幹線等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね1時間以内の地域に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務上一定の家屋に居住を要するものは、その家屋に居住しなければならない。

3 前2項の規定により難い場合は、通勤承認願書（様式第1号）により所属長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認の基準については、別に定める。

(休暇、私事旅行等)

第18条 職員は、所属長の承認を得ないで休暇を取り、欠勤し、遅刻し、又は早退してはならない。

2 職員は、勤務時間の内外を問わず、常にその所在を明らかにし、職務の遂行に支障のないようにしておかななければならない。

3 職員は、私事旅行（海外旅行を行う場合を除く。）等のため住居地を離れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、私事旅行願簿（様式第2号）により所属長の承認を受けなければならない。ただし、事前に所属長の承認を得られないときは、遅滞なく電話等により所属長に届け出なければならない。

(1) 外泊するとき。

(2) 連絡不能となるとき。

(3) 前条第3項の承認を受けた者は新幹線等を利用せずに移動するものとした場合における往復の移動時間がおおむね1時間以上であるとき、その他の者はおおむね1時間以内に応招できないとき。

(4) 所属長が承認を必要と認めたとき。

4 所属長は、職員が第3項ただし書きの規定により届出をしたときは、その内容を不在通知簿（様式第3号）に記載し、所在を把握しておかななければならない。

5 職員は、海外旅行を行う場合には、出発の40日前までに海外旅行承認願（様式第4号）を、各部長、首席監察官及び所属長にあっては、本部長に、その他の職員にあっては所属長に提出し、承認を受けなければならない。

6 前項の承認の基準については、別に定める。

(安全運転)

第19条 職員は、車両を運転するときは交通法令を遵守し、他の模範となるよう安全運転に努めなければならない。

(貸与品の保管及び携帯等)

第20条 職員は、貸与品、支給品等の公の物品については、常に適切な保管及び取り扱いに努めなければならない。

2 警察官は、勤務中に、次に掲げる用品を携帯しなければならない。ただし、別に定めのあるもの又は所属長が勤務の性質その他の事情により携帯する必要がないと認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 警察手帳
 - (2) 手錠
 - (3) 警笛
 - (4) けん銃及び警棒
 - (5) 名刺(5枚以上)
- (事務引継、赴任等)

第21条 職員は、配置換えを命ぜられたときは所要の引継を行い、その結果を前任者と後任者の連名で所属長に報告しなければならない。

2 職員は、やむを得ない事情によって期間内に赴任することができないときは、本部長から延期の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 警察職員服務規程(昭和37年警察本部訓令第19号)は、廃止する。
- 3 岩手県警察代決、専決に関する訓令(昭和41年岩手県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

[略]

- 4 岩手県警察非常招集に関する訓令(平成8年岩手県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

[略]

附 則(平成14年12月5日警察本部訓令第29号抄)

- 1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年3月14日から施行する。

様式第1号(第17条関係)

通勤承認願書	
年 月 日	
(所 属 長) 殿	
申請者 階級 氏名 ㊦	
下記のとおり通勤をしたいので承認願います。	
通勤を希望する居住	居住種別(○印)

地						自宅 ・ 実家 ・ 借家
希望理由						
勤務部署までの通勤方法及び所要時間	道路距離	km	通勤方法	所要時間		
他の交通手段の場合	バス	時間 分	列車	時間 分		
連絡方法						
備考						

様式第2号（第18条関係）

私事旅行願簿

課（ 署）

承認者及び經由者認印	願出人職氏名	旅行（療養）先	期 間	理 由	願出月日	備 考	
所属長	㊟		(自) 月 日		月 日 時		
副署長							
次長							
補佐 (課長)							承認月日
係長							月 日 時
所属長	㊟		(自) 月 日		月 日 時		
副署長							
次長							
補佐 (課長)							承認月日
係長							月 日 時
所属長	㊟		(自) 月 日		月 日 時		
副署長							
次長							
補佐 (課長)							承認月日
係長							月 日 時
所属長	㊟		(自) 月 日		月 日 時		
副署長							
次長							
補佐 (課長)							承認月日
係長							月 日 時
所属長			(自) 月 日		月 日 時		
副署長							
次長							
補佐							承認月日

(課長)	㊟	月 日	月 日 時
係長		(日間)	

様式第3号 (第18号関係)

不在通知簿

課 (署)

届出人・職・氏名	外出先市町村名	時間 (時 ~ 時まで)	備考 (連絡方法)
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	
		月 日 時 ~ 時 まで	

様式第4号 (第18条関係)

海外旅行承認願		年 月 日
(所 属 長) 殿		階級 氏名 ㊟
下記のとおり海外旅行をしたいので承認願います。		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日までの 日間	
理由		
旅行先及び連絡先	旅行先	

連絡先

旅行計画